

公 示

福岡県有明海区における水産動植物の繁殖保護を図るため、福岡有明海漁業協同組合連合会農共第1号第一種共同漁業権行使規則及び有共第1号第一種共同共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により、下記のとおり、同規則第2条に掲げる漁業にかかる水産動植物の採捕を制限したので、同規則第4条第2項により公示します。

令和4年4月14日

福岡有明海漁業協同組合連合会
代表理事会長 西田晴 征



令和4年4月21日から令和5年8月31日までの間、次の区域において、下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

採捕を禁止する水産動植物
あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、しゃみせんがい、くまさるぼう

ただし、福岡有明海漁業協同組合連合会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

採捕禁止区域

有区第4号（別図参照）

次のあ、い、う、えの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域

あ	北緯 33° 06′ 27.7″	東経 130° 22′ 25.5″
い	北緯 33° 06′ 15.0″	東経 130° 22′ 20.1″
う	北緯 33° 06′ 20.2″	東経 130° 22′ 04.5″
え	北緯 33° 06′ 30.0″	東経 130° 22′ 09.0″

有区第38号（別図参照）

次のか、き、く、けの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域

か	北緯 33° 02′ 55.9″	東経 130° 24′ 36.7″
き	北緯 33° 02′ 49.4″	東経 130° 24′ 30.7″
く	北緯 33° 02′ 55.4″	東経 130° 24′ 21.7″
け	北緯 33° 03′ 04.7″	東経 130° 24′ 24.7″

公 示

福岡県有明海区における水産動植物の繁殖保護を図るため、福岡有明海漁業協同組合連合会農共第1号第一種共同漁業権行使規則及び有共第1号第一種共同共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により、下記のとおり、同規則第2条に掲げる漁業にかかる水産動植物の採捕を制限したので、同規則第4条第2項により公示します。

令和4年4月14日

福岡有明海漁業協同組合連合会

代表理事会長 西 田 晴 征



令和4年6月1日から令和5年8月31日までの間、次の区域において、下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

採捕を禁止する水産動植物
あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、 はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、 しゃみせんがい、くまさるぼう

ただし、福岡有明海漁業協同組合連合会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

採捕禁止区域

有区第10号（別図参照）

次のさ、し、す、せの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域

さ	北緯 33° 05′ 23.6″	東経 130° 22′ 58.4″
し	北緯 33° 05′ 01.1″	東経 130° 22′ 34.2″
す	北緯 33° 05′ 08.4″	東経 130° 22′ 24.8″
せ	北緯 33° 05′ 31.0″	東経 130° 22′ 48.8″

有区第20号（別図参照）

次のた、ち、つ、ての各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域

た	北緯 33° 04′ 32.7″	東経 130° 24′ 04.1″
ち	北緯 33° 04′ 10.5″	東経 130° 23′ 39.8″
つ	北緯 33° 04′ 17.1″	東経 130° 23′ 31.4″
て	北緯 33° 04′ 39.3″	東経 130° 23′ 55.5″

有区第24号（別図参照）

次のな、に、ぬ、ねの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域

な	北緯 33° 04′ 23.8″	東経 130° 24′ 15.6″
に	北緯 33° 04′ 01.5″	東経 130° 23′ 51.4″
ぬ	北緯 33° 04′ 09.4″	東経 130° 23′ 41.0″
ね	北緯 33° 04′ 31.7″	東経 130° 24′ 05.3″

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第112号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

(1) 有区第4号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度06分27.7秒、東経130度22分25.5秒
- イ 北緯33度06分15.0秒、東経130度22分20.1秒
- ウ 北緯33度06分20.2秒、東経130度22分04.5秒
- エ 北緯33度06分30.0秒、東経130度22分09.0秒

(2) 有区第38号

次のカ、キ、ク、ケ及びカの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

- カ 北緯33度02分55.9秒、東経130度24分36.7秒
- キ 北緯33度02分49.4秒、東経130度24分30.7秒
- ク 北緯33度02分55.4秒、東経130度24分21.7秒
- ケ 北緯33度03分04.7秒、東経130度24分24.7秒

2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和4年5月24日から令和5年8月31日まで